

## 金融円滑化にかかる基本の方針

みのり農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことを当組合の最も重要な役割のひとつとして位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

### 1. 取組み方針

- ① 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに関する相談を受けた場合には、誠実かつ真摯に対応するとともに、機械的・画一的に融資判断を行うことなく、お客さまの事情をきめ細かく把握したうえで融資判断を行います。
- ② 当組合は、中小企業者（農業者含む）であるお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みを受けた場合には、事業の特性および経営実態を総合的に勘案し、できる限り柔軟に対応するよう努めます。  
また、経営相談を受けた場合には、積極的かつきめ細かく取り組み、経営改善に向けた取組みを支援できるよう努めます。
- ③ 当組合は、住宅資金（リフォーム資金含む）借入者であるお客さまからの貸付条件の変更等の申込みを受けた場合には、お客様の状況を十分に考慮し、お客様の将来にわたる無理のない返済に向けて迅速かつ適切に対応します。
- ④ 当組合は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めます。

### 2. 金融円滑化管理態勢

当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な態勢整備を図っております。

- ① 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- ② 金融共済担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- ③ 金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、金融円滑化管理責任者の指示を受け、当組合における金融円滑化管理にかかる態勢全般を統括いたします。
- ④ 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- ⑤ 本店金融部及び各支店に「金融円滑化相談窓口」を設置し、貸付条件変更等に関する相談、ご要望及び苦情に対して柔軟に、より迅速かつ適切にお応えできるように努めます。

3. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

#### 附則

この方針は、平成22年2月1日から施行する。

この方針の変更は、平成22年4月1日から実施する。